

第七回国会 建設委員會議録 第十一号

昭和二十五年二月二十八日(火曜日)

午後三時二十三分開議

出席委員

- 委員長 淺利 三朗君
- 理事 内海 安吉君 堀本久野 忠治君
- 理事 田中 角榮君 堀本上林與市郎君
- 理事 砂岡 一良君 堀本笹森 順造君
- 井手 光治君 越智 茂君
- 高田 亦市君 瀬戸山三男君
- 西村 英一君 宮原幸三郎君
- 前田榮之助君 島山 重勇君
- 増田 連也君 松谷天光君

出席政府委員

- 建設技官 菊池 明君
- (道路局長)
- 建設事務官 伊東 五郎君
- (住宅局長)

委員外の出席者

- 議員 柄澤まよ子君
- 総理事務官 中村 文彦君
- (特別調査官)
- 事業部長 矢野 道君
- 建設事務官 西畑 正倫君
- 専門員 田中 義一君
- 専門員

二月二十四日

委員大西弘君及び押谷富三君辞任につき、その補欠として小玉治行君及び鍛冶良作君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員小玉治行君辞任につき、その補欠として大西弘君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日

委員大西弘君辞任につき、その補欠

として大内一郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十三日

十勝川治水工事促進の請願(高倉定助君紹介)(第九六四号)

豊頃、茂岩間の十勝川木橋架替に関する請願(高倉定助君紹介)(第九六五号)

国道十九号線中岡山、金川間幅員拡張及び舗装の請願(蓬澤寛君紹介)(第九六九号)

道路法の改正並びに東北地方東海岸に国道開設の請願(高橋清治郎君外五名紹介)(第九七二号)

住宅金融に関する請願(足立篤郎君紹介)(第九八九号)

同外一件(受田新吉君紹介)(第九九〇号)

同(高橋英吉君紹介)(第一〇一八号)

同(米窪満亮君紹介)(第一〇一九号)

同(廣川弘禪君紹介)(第一〇二〇号)

同(佐藤榮作君紹介)(第一〇二二号)

同(松永佛骨君紹介)(第一〇二二二号)

同(井上良二君紹介)(第一〇五五号)

同(中曾根康弘君紹介)(第一〇五六号)

同(越智茂君紹介)(第一〇八六号)

同(北川定務君紹介)(第一〇八七号)

同(足立篤郎君紹介)(第一〇八八号)

同(松永佛骨君紹介)(第一〇八九号)

同(淺香忠雄君紹介)(第一〇九〇号)

同(松澤兼人君紹介)(第一〇九一号)

津、木津及び大阪間道路を国道に編入の請願(中野武雄君外二名紹介)(第九九二号)

東北地方の道路整備改善に関する請願(内海安吉君外五名紹介)(第九九九号)

長岡市戦災復興事業費国庫補助増額の請願(丸山直友君紹介)(第一〇〇七号)

浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願(山本久雄君紹介)(第一〇四五号)

名取川改修工事継続施行の請願(内海安吉君外八名紹介)(第一〇七四号)

七北田川改修工事促進の請願(内海安吉君外八名紹介)(第一〇七五号)

南海地震による地盤沈下地帯の上水道敷設並びに下水道改修費国庫補助の請願外三件(高橋英吉君外七名紹介)(第一〇七八号)

同(第一〇七八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十七日

住宅金融に関する陳情書(愛媛県周桑郡吉岡村愛媛県海外引揚者更生会周桑郡吉岡村分会長渡部房太郎外三

十一名)(第九八五号)

東北地区に住宅金融公庫支所設置の陳情書(仙台市東三番丁百五番地宮城県土建協会東北建設業協会連合会長吉田英一)(第九八七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

道路に関する件

住宅に関する件

請願

一 五條、新宮間道路を国道に編入の請願(前田正男君外二名紹介)(第一四七号)

二 細島港、稚葉間道路を国道に編入の請願(川野芳滿君外四名紹介)(第一六〇号)

三 天龍川改修工事費国庫補助増額の請願(中村幸八君外三名紹介)(第一七八号)

四 中村大字大沼地内の鬼怒川に架橋の請願(小平久雄君外五名紹介)(第一七九号)

五 藤内川改修の請願(亘四郎君紹介)(第一八〇号)

六 愛知川綜合開發事業促進の請願(河原伊三郎君紹介)(第一八二号)

七 高原川水系の砂防工事費増額の請願(岡村利右衛門君紹介)(第一八三号)

八 江東区の災害復旧費国庫補助の請願(島村一郎君外一名紹介)(第一九三号)

九 鹿路川及び茶路川改修工事費国庫負担の請願(伊藤郷一君紹介)(第一九六号)

一〇 北海道の道路費国費予算増額の請願(小川原政信君紹介)(第一九七号)

一一 災害復旧費増額の請願(降旗徳弥君紹介)(第二〇四号)

一二 兒島湾干拓事業費国庫補助増額の請願(大村清二君紹介)(第二一四号)

一三 小屋畑川改修工事費国庫補助の請願(山本猛夫君紹介)(第二二三号)

一四 見前村地内の北上川築堤工事促進の請願(山本猛夫君紹介)(第二二四号)

一五 大澤田川砂防工事施行の請願(山本猛夫君紹介)(第二二五号)

一六 大湯川改修の請願(石田博英君紹介)(第二二六号)

一七 流合川改修の請願(原田雪松君外三名紹介)(第二二八号)

一八 北上川改修工事費増額の請願(山本猛夫君紹介)(第二三二号)

一九 砂押川改修工事促進の請願(安部俊吾君外一名紹介)(第二四二号)

二〇 因尾村災害復旧費国庫補助の請願(村上勇君紹介)(第二四八号)

二一 山川町の上水道改良拡張工事費国庫補助並びに起債に関する請願(上山山榮吉君紹介)(第二四九号)

二二 浜田から加計を経て広島に至る間の県道を国道に編入の請願外二件(大橋武夫君外四名紹介)(第二七九号)

二三 荒尾市の震災復興事業費国庫補助の請願(松野頼三君紹介)(第二八五号)

二四 荒尾川上流に護岸工事施行の請願(松井豊吉君紹介)(第三〇一七号)

二五 房総半島西部幹線道路改修工事促進並びに国道編入に関する請願(小高憲郎君紹介)(第三〇四号)

二六 大里見玉河郡下利根川改修の請願(高間松吉君外二名紹介)(第三二二号)

二七 進駐軍関係従業員の待遇改善に関する請願(春日正一君外一名紹介)(第三三三号)

二八 同(加藤充君外二名紹介)(第三三四号)

○淺利委員長 これより会議を開きます。

去る二月二十一日の本委員会における砂間委員と政府当局との質疑応答中、速記録を調査いたしましたところ、一部懸念を欠くものと認められる部分がありましたので、適当に処置いたしましたから御了承願います。

次に住宅に関する件を議題といたします。

住宅金融公庫法案につきましては、政府において大体の成案を得て近々国会に提出されるやに聞いております。

同法案が本委員会に付託になりましたならば本格的に審査いたしますことになりませんが、本日はその後の経過の概要について当局より説明を聴取いたしたいと存じます。伊東政府委員。

○伊東(五)政府委員 ただいま委員長からお話がありました通り、住宅金融公庫法案の作成を急いでおりまして、

が、先週の金曜日に一応閣議の決定を見まして、関係方面に公式にアツプルーヴァルを求めております。内容につきましては、関係方面の担当者との打ち合せを遂げましたので、私の考えでは大体大した相違のないものが国会に提出されることになると考えております。

○淺利委員長 およそいつごろの見込みですか。

○伊東(五)政府委員 司令部の内部のことでございますから、的確な予想はちよつとできませんが、おそらく来週早々にはアツプルーヴァルがあるのではないかと思っております。

○淺利委員長 なお、さきに内示された案に、以後変更のあつた重要な点でもあつたらば、あらかじめ伺つておく方が好都合であります。そういう点はありませんか。

○伊東(五)政府委員 前に法案の要綱で御説明申し上げましたから、業務の具体的内容について、この法案にこまかいことまで明記することに方針がきまりましたが、お手元に差し上げました法案の第三章のところを主として新しく加えました。

○淺利委員長 ほかに何か御質疑はありますか。

○砂間委員 ただいまお話のありました第三章の業務の範囲、第十八條のところでありまして、この草案によりまして、地方公共団体はこの貸付金は受けられないことになると思ふので、これを除外された理由はどういうことでしょうか。

○伊東(五)政府委員 地方公共団体は、住宅につきまして別に公共事業によつて二分の一の国庫補助を受けま

て、貸家の建設経営をやつております。それとの混淆を避けるために、この公庫からの貸付は、公共団体は必要のないものと認めまして、当初研究もして見ましたが、最後の案ではそれを省いております。

○砂間委員 地方公共団体でも貸家の建造をやつておられますが、それに国庫から補助が出ておられますが、二十五年度の予算によりまして、そういう方面の国から出る予算は約三十一億くらいだと思つておられます。国から地方公共団体の方に出す補助は三十一億円であります。この住宅金融公庫の方は、出資金と見返り資金の借入金を加えまして百五十億であります。この三十一億と百五十億という点から見ましても、

百五十億という点から見ましても、百五十億と百五十億という点から見ましても、百五十億と百五十億という点から見ましても、百五十億と百五十億という点から見ましても、

非常に軽いように思つておられます。もちろん住宅が三百数十万戸も拂底しておるときでありますから、公庫の金が多過ぎるというのを言つておられるわけではないのですが、こういう公庫をつくつて、住宅難を緩和する意味において努力されることは、それ自体としてはけっこうだと思つておられます。しかし

実際に住宅を建設して行く上におきまして、個人や組合でやらせることもけっこうでありますけれども、公共団体——市町村だとか県だとかでやることは、最近では非常に重要だと思つておられます。ただ国が保護をして、地方公共団体では貸家の方をやつておられる。それから公庫の貸付金と混淆してはいけ

ないから除外したというだけの説明では、私も何かまだ納得できかねるの

です。地方公共団体が公庫の金を借りて建ててもいいと思つておられます。むしろ

住宅組合や何かによつてやるよりも、その方が責任があつて、貸付金の回収という点からしても確実ではないかと思つておられますが、もう少し詳しい御説明を伺いたしたい。

○伊東(五)政府委員 庶民階層といひますか、勤労大衆といひますか、それに対する住宅の供給については、二通りの方があると思つておられます。一つは貸家として供給する。一つは資金を貸して自分の家を建ててもらつて、こういう二つの方法があると思つておられます。貸家の方は家賃だけ拂つて行けばよいのであります。自分の家を建てるといふのは資金の借入れをしなければならぬといふ

一部は関係もありまして、同じく勤労大衆のうちでも、やや負担力のある人といふことになると思つておられます。この二つの方法によつて、庶民階層の住宅に對する対策が完璧になると思つておられます。この公庫につきましても、百五十億の資金で決して多いわけではな

い、こういうお話がありました。けれども、私も同様と考えておられます。これは必要だと思つておられます。一方公共団体に對する国庫補助によつて建てるもの、これがそれと比べて少いのではないか、こういう点も一応住宅を担當して

おります。われわれも一応住宅を担當して、さういふ感じをもちまして、いろ／＼と公共事業費の配分の際に、安本なり大蔵省なりに強く要望をいたしましたわけであり

ますが、公共事業費の全体の予算の関係から三十億といふことにきまつたわけでありまして、この方をふやすことによつては、今年度の予算としては

やむを得ないのであります。将来はもう少し増加するように努

をいたしたい。そして両方のバランスをもう少しよくとるようによつて、こ

ういふように考えておられます。な

おたたい。申し上げました公共団体の

の国庫補助の貸付の住宅ですが、これは今年度全国で二万五千戸ほどであり

ます。来年度は二万七千戸程度はでき

ると思つておられますが、毎年この程度

のものをだん／＼建設して、各公共団体とも相当大きな家主さんになつておられます。これの建設の場

合には敷地の取得、それから建てた後の修理なり管理なりにつきまして、かなり大きな負担になつておられます。た

だいまの予算の程度ではわれ／＼として満足してはいないのであります。され

ばと申しまして、これを非常にふやす

といふことは、経営管理の面からい

つて、公共団体には非常に大きな負担になるという点もあつておられます。それら

の点も考えまして、適當數量を建設担當していただく、かようにしなければならぬと思つておられます。根本的には

職前にありましたように、民間の貸家の供給といふことに立ちもどらなければ、ほんとうに貸家政策といふものは解決して行かないのであります。現在のところでは、貸家は公共団体が公共事業としてやる以外には事実上困難でありますので、その間のつなぎと申

します。公営の住宅を、予算の許す限り、また建設、維持、管理の能力の許す限り、なるべく多くし、しばらくは建設を続けて行く。そして将来は民営の貸家といふものに移つて行かなければならぬ。こういうふうによつておられます。

この公庫の資金を公共団体に貸し付

けてもいじやないかという御説もありませんが、われわれの感じとしましては、これは公庫の建前は、住宅にみずから困つておる人、あるいはそれらの人々の組合、あるいは一般の民間の会社、法人などに対して貸付をする方針であります、公共団体は公共事業の方を分担していただくというふうに考えておる次第でございます。

○砂間委員 住宅の供給について、自力で建てる人と、貸家と二通りあるという御説明であります。ところが、さうだと思つて、公共団体の資金を借りて住宅を建設すること、公庫の金を借りて住宅を建設すること、比較的好い人といひますか、資力のある人だと思つて、一般の労働者階級、ことに今の六千三百円ペースという、まあ安いで賃金を支拂われている人は、月々の生活費すらも赤字で食つて行けないような状態です。二割五分ないしは三割の金を自分でくめんとて家を建てるという力なかなかともないと思つて、ところが、今住宅で一番困つておるのは、さういふ階層の人が困つておる。終戦後でも相当建設ができて来ておりましたが、それらの住宅を見ますと、大体やみでもうけた人々だとか何とかいうふうな人が多いのでありまして、ほんとうにまじめに勤勞している人たちは、一番住宅に困つておる。さういふ人にまず住宅を供給して行くということが、国の政策として第一に取上げなければならぬと思つておる。さういふことが、結局貸家の建築ということが重要になつて来ると思つておる。この貸

家建築というのは、昔はやはり個人の大家さんがありまして、そして家を建てて貸し付けておつたのですが、これは終戦後最近の事情のもとにおきましては、いろいろな経済関係もありません、個人で家を建てて貸付をやるという大家さんは一人もおられない。またで、従つて市なり県なりの公共団体が、財政上の負担もありませんけれども、さういふところで、貸家を建築して、自分で家を建てることのできない勤勞者に供給して行くことになつて来ておると思つて、先ほどの御説明によりまして、なるべくさういふ公共団体の貸家建築といふふうなことは、経営上、管理上なか／＼負担がたいへんであるから、だん／＼それが軽減し、少くして行つて、将来は民間の貸家という方向へ持つて行きたいという御説明でありましたけれども、私はむしろ逆に考へておる。民間のさういふ住宅供給といふことは、なか／＼できないような状態になつて来ておるから、これはむしろさういふ公共団体から、多少財政的な負担はいたしまして、それで公共団体が家をたくさん建てまして、安い家賃で貸してやるというふうな方向に行かなければ、この住宅問題といふものは解決できないと思つて、その点におきまして、政府の考へ方とはちやうど反対の考へ方を持つておるのであります、その根本的な考へ方の相違は別といたしまして、單に地方公共団体の経営上、管理上負担がたいへんだから、今度の公庫の貸付対象から除外したというだけでは、どうしても私たち納得できない。ただそれ以外の理由だつたら、むしろ本委員会として、これを修正いたしまして、

公共団体を積極的にこの項に入れてやりたいくらいに思つておるのであります。これは正式に法案が提出されたときに、詳細に論議されることになると思つておる。今日ではただ荒筋といたしまして、地方公共団体を除外したという理由が、先ほど来の御説明だけでは、私は納得が参りませんが、さういふふうには考へておるわけではございません。ここ当分は、やはり公營の貸家で行かざるを得ないと思つておりますから、これをだん／＼減らして行くというふうには考へておるわけではございません。ただ将来、経済が安定したあかつきには、やはり昔の民營の貸家という形が個人の家主さんがめんどうな貸家といふのが、一番よく行き届いていゝのではないかと、さういふ根本的な考へ方をして上げたいので、ここ当分だん／＼減らして行くという考へ方は持つておらないと思つておる。

それからこの公庫から公共団体に對する貸付については、御説のように建前上おかしなくても、實際問題として公共事業費によつて建つ貸家は十分と言へませんから、でき得るならば、公共団体のうちから貸し付けるような道を開きたいというので、いろいろと研究してみたわけですが、いろいろの難点があるわけではあります。その一つは、起債のわくということがありまして、全国の公共団体で大体三百数十億ということになつておるわけでありますが、このわく内でもつて公共団体が公庫から借金をして家を経営して行くということは、地方の財政の見地から相当なむらがあるのではなからうかと思つておる。

○砂間委員 そのういたしますと、地方起債のわくがあるから、そのためにこの公庫からの資金を貸してやるということがあつて、それに制約されておるから、さういふことをおつしやるのか。○伊東(五)政府委員 先ほど申し上げましたように、筋の上から申し上げたいというところが一つ、それから現実は起債の問題で行き当る、さういふ二つ……。

○砂間委員 筋の上から申し上げますと、地方公共団体に貸してやつた方が筋が通る。これは資金の回收という面からいたしまして、個人に貸し付けてやる場合よりは――、組合は別として、個人に貸し付けて行つたら、これは利権屋運動といふか、いろいろな情實がからんで参りまして、ややくせいな問題が起つて来ると思つて、それから下手をする、復讐金庫の二の舞をやりまして、資金の回收ができない。さういふことを考へますと、むしろ公共団体などにはつきり貸してやつた方が、資金の回收その他の面から行きまして、一番いいのではないかと、筋の点からいひますと、公共団体に貸してやるというものは、筋が通らぬわけではなくて、その方が筋が通る。

それからもう一つ起債のわくとおつしやるのですけれども、この起債のわくというものは絶対的なもので、日本政府では動かすことのできない何かがあるのですか。それと経済事情の變動だとか、財政経済の方からいつて、時期に応じてつくられるわくが變動できるのですか。私はむしろ絶対的に動かせないというわくはないと思つて、それはやはり政府がおきめになつたことであつて、そのわくにこたわる必要はない。これは国全体の政治経済の上から見ると、これがより理想的なことにならば、何も三百五十億のわくに縛られることはない。二百五十億に減らしたつていいし、あるいは五百億にふやしたつていい。何かわくということ自分で附つておられるようであつて、どうもよしくのみ込めません。わくの点をもう少し御説明願ひたい。

○伊東(五)政府委員 筋と申しましたのは、ちよつと違つたのですが、公共団体の経営は、住宅については公共事業費をやつておる。それでどの程度やつたらいいかという点は、公共事業費を十分審査の上で金額を決定しておる。それで、これを公庫からまた出すということになりますと、公共事業費の追加といふような形になりまして、両者が混淆する。公共事業費をふやすべきものならふやす。さういふやうなことで、建前を両者はつきり區別して考へるべきだということを申し上げたのであります。

それから起債のわくの問題につきましては、私もちよつとここで答弁申し上げる立場ではございませぬので、いづれ法案でもございましてから、

第一類第十六号 建設委員会議録第十一号 昭和二十五年二月二十八日

大臣にでもお聞きを願いたいと思ひます。

○砂間委員 それではその起債のわくの方はまた別にいたしました、その筋の点であります、どうも私は筋違いの勘違いをいたしました、筋がわかつたわけですが、しかし地方公共団体でやつても賃貸の住宅は、これは公共事業費でやつておる。この公庫の方は公共事業費ではないから、公共団体で家を建てるのなら、公共事業費を増したらいという筋の通つた話になるわけでありませう。しかし公庫の金は結局貸し付けてやる金でしよう。公庫は住宅を建設する者に金を貸してやるというの、この公庫法案の目的だろ

うと思うのです。貸してやる金であるならば、それは公共団体であろうが、個人であろうが、組合であろうが、一向さしつかえないではありませんか。国が補助して公共団体が公共事業費で建てるのもけつこうでありますけれども、金を借りたという場合には、確実に返してくれさすれば、公庫としてはだれに貸してやつてもいいと思つたのです。だから個人や組合は認めるけれども、公共団体は認めないのは、どうもおかしいと思つた。なぜ公共団体に貸し付けることができないか、貸したら弊害があるのか。そういう点をお聞かせ願ひたい。地方へ参りますと、具でいろ／＼住宅の建設をやつておられます、公庫ができるというので非常に喜んでおる。その方の金を貸してもらえば、もつと住宅建設はうまく行くと言つて、非常に要望しておる。そういう全国の事情からしても、また資金の回収が確実であるという点からしても、私は公共団体を除外する理由がよくの

み込めないのであります。

○淺利委員長 今の御質問は、大体地方財政にも関係する問題で、建設當局だけでは御答弁できないように察せられるのであります。つきましては、この問題が提案になつてから、大蔵當局、建設當局がそろつた上で、あらためて御質問になつてはどうかですか。

○井手委員 これはしばしば問題にもしておるのですが、旧軍部の使用しておつた建物、その他公共の用に供しておつた建物で、終戦後住宅になつたものがある。しかも千葉県にあつたものを東京に持つて来たとか、辺鄙な山の中にあつたものを市街地に持つて来て住宅とした。おにも集団住宅をつつており、主として職災で家を失つた者とか、引揚者が使つております。私どもの地域でも、東京の中ですが、相当に集団住宅があります。ところがこの建物は、御承知のように非常に粗末なもので、火災があると、二百坪くらゐの建物も十五分間で焼失しておる。その都度人命が失われるという事例がたま／＼ある。これは関係方面でもいろいろ心配され、公共団体に話を持つて行つたり何かするのですけれども、これが閉鎖機関の手に移つておりましたり、住宅公団が持つておつたりしておる。今日閉鎖機関が清算に入るといふ関係で、その所有権者がつきりしない。最近地方公共団体にそれらの建物を全部委譲したと聞いております。これはなか／＼捨ておけない問題で、一つの社会問題となりつつある状況下にあるのです。それでどういうよう

に大巾に住宅建築を国庫の資本で建設しようというところはけつこうでござい

すけれども、それらの既存住宅の改善あるいは分散といった面について、具体的なお考えがないために、終戦直後から、これが相当問題になつておるのですが、放任されたまま、依然として解決の曙光が見出されない。これは今日の情勢から、放任できない事情に迫り込まれておるのではないかと。これはいづれ本委員会においても理事會を開いて、実地について実情を見てもらいたいという意向を持つておるのであります。おそろく全国にこれらの実例はたくさんあると思ひます。これらの建物の改善についても、具体的な方法について、この際局長から御意見を承つておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 ただいまお話の建物は、おそろく旧住宅営団の建設にかかるとお思ひます。住宅営団につきましても、御承知の通り前国会で、住宅営団法の廃止法律を規定されました。その清算事務に移つておるわけでございます。地方によりましては、すでに委譲を済ませたところがあります。東京はまだ済んでおりませんが、それで清算事務であります。修理などはできません。お話のよう

に非常に不良住宅化しておるものが相当数あるわけでありませう。これは現在の状態では閉鎖機関の所管になつておりますので、いかんともできないので、一日も早くこれを処分しまして、新しい所有者によつて適当な家賃を定め、修理をするなり、あるいは現住者に譲渡するとかいふ措置をとつてからでないか、何とかできなわけでありませう。ただいまもけつこうでございまして、速からず何とか方法がつかうのではない

かと考えております。

○井手委員 ありがとうございます。これはハモニカ長屋とかトンネル長屋とか新聞紙の記事にもあるくらいで、単に危険というばかりでなしに、保健衛生から申ししても、あらゆる観点から申ししても放任できない。しかもそれが相当の敷に上つておる。東京都下におきましても、何千世帯という数に上つておる。私のところでもこういった実例が一千戸近く集団住宅として、内輪に見積つてもある。一棟の建物に一本の廊下で、そこで火をたきますから、煙のためにそこを目をあげて通れないという実情であります。雨が降りますと汚水が氾濫し、便所はあふれるという実情になつております。よくこんな所に人が住まつておられると思つておられる。戦争中でありましたから、どんな所でも雨さへ漏らなければ住むせるといふ状況で、ああいうふうになつておる。その後そのまま放任されておる。りつぱな御回答をいただき安心いたしました。早急に所有権の移転等についてもはつきりしてまいらして、できるだけこれを改善することについても、具体的な方法を講じていただきたいことを特に、お願ひ申し上げておきます。

○淺利委員長 ほかにも御質問がなければ、本日はこの問題はこの程度にとどめまして、近く提案の上に、十分検討いたしたいと思ひます。

○淺利委員長 それでは道路局長が見えましてから、道路に関する件を議題に供します。

道路法の改正は、当委員会といたしましてもかねて要望しておりますし、また全国各地より相当の請願、陳情等

が出ておるのであります。しかるに建設當局においては、いまだ省内の意見が一致点を見出さないうちに、道路法の提案そのものは、今議院中に行きな

いかぬというふうな聞きかたも聞かれておるのではありません。よつてこの際どこに難点があるか、場合によりましては、当委員会の意見も加味して、とも／＼にこの問題を早く法文化することに邁進したいと思つております。今日までの政府当局における部内の意見、あるいはこの問題に対する今後の予想と

いうことについて、一通りの御説明を願ひたいと思ひます。

○菊池政府委員 道路法の改正につきましても、前々国会以来の皆さんの御意見もあつて、だん／＼研究いたしまして、本国会にはぜひ提案いたすように努力して参りましたが、ただいま道路審議会にかけて審議いたして

る途上でございます。それで本国会にというわけでお申し出でありますが、ある時期までに整わない場合にはあ

まわしというふうなことになるので、遂に本国会にはどうも現状は出にくくなつておるのではありません。どう

いうところでもつかえておるかというお話であります。これは私ちようど病

氣しております。係の課長から一応説明はいたしたはずであります。何

しろ大正八年に制定いたしました道路法

で、非常に古くなつております。当時

の情勢等から、おわりのように、相当中央集権的な色彩もあつた。軍

事的な色彩もあつた。今日地方自治

強化の線には沿ひかねる点も多いので

ありますので、ぜひ改正しなければならぬ

というところは、皆さんのお認めになつた通りであります。

一番問題になりました。今日までの道路法では、道路はすべて国の営造物ということに相なっております。ただこれを管理しますものは、地方長官、現在の知事とか、そういうものが、国の機関として管理するという形で参つておりました。今回の地方自治法の改正によりまして、それが知事とか市長が、国の機関として国の営造物たる道路を管理するという建前は、どうもよろしくないという見方もありますので、これを地方の道路、あるいは国が管理するならば国の道路というふうにはつきりする必要があら

それからも一つは、そういう管理者は、ただいまでは地方の知事なりが、国の営造物、国の機関としてそれを管理してはいますが、その維持の費用は全部地方が持つというふうなことになっております。そこで道路を改良いたします場合に、国が助成する。あるいは直轄国道につきましては、国が相当の負担をいたしましてこれをやるといふ建前になっております。そこで一番問題になっておりますのは、非常に地方自治を強化いたします半面、国として、ぜひともこれは幹線であるからりつばなものにしておかなければならぬような道路が、各府県なり市にまかされてしまいませんか、一貫した交通運輸の面でさしつかえを生じはしないか、どうしてもある程度の重要幹線は、むしろ国が管理すべきであるというふうな見方もござりますので、そういうふうな見方を、もう少し重く見るといふふうな考え方をいたしました。改良はもちろん、維持補修につい

ても、国でもつてめんどうを見ようというふうな考えをおつたわけでありすが、それらの延長はどうかというふうな問題が、相当問題の中心をなして参ります。従つてただいままでの府県道なり市道なり、そういうものも、問題となつてお存じです。ただいまの一番大きな問題はそれではなからうかと思ひます。

それから損傷負担金という制度がござります。それは税ではなく、負担金制度、寄付みたいなものであります。そういう負担金を、地方で現在でも管理者が、使用して特に損傷を多く来す業者なりからとり得るようになつております。その制度が今後どうなるかという問題もありません。非常に支障になつておる問題は、特に前段申しました道路網をどう促進するかというところが、一番大きな問題であると思ひます。

○濠利委員長 ただいまの御説明に対して御意見なり御質問がござります。……

○内海委員 大正八年に御制定になりました現行道路法を今日改正すること、当然なことでありまして、当委員会においても、過去三年以来しばしば問題となつたのであります。御承知のごとく憲法が改正せられて、地方自治法の制定によりまして、中央集権制度がだん／＼地方分権ということになつて参つたのであります。道路行政の基本法である道路法についても、また必然的にい／＼な検討を加えねばならぬ時代になつたのであります。道路の制度につきましては、時代に即した

改正を行へば研究が進められておるのであります。ただいま道路局長の御説明によりまして、大体の要点は了承したのであります。言うまでもなく、今日の道路法改正の要点は、国道は国の営造物、都道府県道は各地方公共団体の営造物としたしまして、国道に關する費用は国が全額負担すべきであるとの考えが、その最も注目すべき要点だと思ひます。これを理論的に言いますならば、国道は府県道その他よりも大きな利害關係を国に対して有することは、国道が人体の動脈にも比すべき幹線道路である点にかんがみまして、一応肯定することができ

るのであります。地方公共団体として、国道に対しては少くとも府県道その他の道路と同程度の利害關係を持つておるのであります。道路管理者が原則としてすべての道路に關する費用を負担する制度を改め、国道については特に新しい制度を設けることは、現在の段階においてはたしてどういふものであろうか、さらにまたこの問題は、わが国財政力の今後における発展と相まつて、研究すべき一つの課題であると思ひます。従つてこの問題の取扱いは、きわめて慎重に研究しなければならぬ問題であらうと考へるのであります。以上の原則論を前提としたしまして、以下二、三の基本的御意見を承つてみたいのであります。

その第一といつたしまして、国道を国の営造物としたし、すべて国においてまかなうこととしたした場合、当然今まで地方公共団体に委任したおりました管理事務その他の業務を、国においてなさねばならぬなるわけでありまして、直接の道路工事費以外

に、これらに要する人件費その他の費用等の増加を、その程度に見積つていられるのであります。国道延長の未定の今日ではあります。大体のキロ当りの金額等についても、いろいろ疑問もあられるだらうと思ひます。この点について一応具体的説明を承りたいと思ひます。

○菊池政府委員 ただいま考へておられます。管理維持、修繕まで国で持つということにいたしました。改良は限度がないと申してはかたしですが、相当膨大なものになりますから、これは財政の許す範囲ということになります。維持、修繕だけは、引受ければどうしてもやらなければならぬということになります。それだけを考へてみますと、二十億ないし三十億くらい今までなかつた経費がかかります。もつとも現在は先年制定されました補修に關する法によりまして、ただいま三分の一の補助をいたしてやつております。それが国道に關しましてどのくらいになつておりますか、今数字を持つておられます。はつきり申し上げかねますが、府県道までひつくるめて全部で二十四、五億でございます。そのうちの国道に投

げられておる金がやはり四、五億は——これは追つてまた訂正申し上げるかも知れませんが、四、五億はあるのではないかと申しております。それから管理事務は、現在そういう事務所というものはもちろんござりませんが、將來は、ただいま改良工事をしておられますような事務所兼ねさせるといふようなことでやつて行きた。それにいたしました。やはり二、三十億のものは維持、修繕のため、

あるいは管理のために必要になつて来やせぬかと思ひます。

○内海委員 ただいまの資料は最も重大な根幹をなすものと考えますから、この次の機会にぜひ提出していただきたいと思ひます。

それからこの改正道路法が成立したことに、急激に道路予算が増加するとは考へられないのであります。国道はすべて国庫の負担に關して考へることに、一応国庫の支出は増大するものと見なければなりません。しかるに、そのかわりと申しますか、従来国道以外にも興えておる地方公共団体に対する補助額が、ある程度減少すると思はれるのであります。国道をすべて国に

おいて負担するために増大する額と、この制度により減少すると思はれる国庫補助額とのつり合ひは、国庫支出の面から見ていかような数字になつておるか、御説明願ひたいと思ひます。のみならず、さらに主要地方道に對しても、二分の一ないし三分の二の国庫補助を認めておるようでありすが、はたして財政的にこのようになつて可能であるかどうか。必然的に道路網延長をはなはだしく短縮した結果になるのではないかと考へられるのであります。この点について御意見を一応承つておきたい。

○菊池政府委員 当然ただいまお説のような地方費の補助が、ただいまの金額のままといつたしまして、地方道に補助いたします補助額が減りまして、国道の改良費の方にまわるといふ結果になると思ひます。しかしながら国道と申して、維持、修繕の方はいたした方ありませんが、改良の方は全額国庫負

担ということになりました。全面的に改良をやつて行くというふうにするに於けるわけには参らぬと思ひます。で、どうもこれは結局予算額でもつて押えられるということになりはしないかと思ひます。ですから幾らか減りますが、その金額がどのくらいか地方道の補助の方から国道の方にまわるとかというところまで、まだ計算はいたしてございませぬ。それから二分の一、三分の二の補助率を少し引き上げるわけでもございませぬ。そこで補助をもらえる延長が減りはないかというお話でございませぬ。これは当然減ると思ひます。と申しますのは、ただいまの府県道は、相当こまかく網が組なつておりました。国でもつて補助をいたすに適當であるという網を全部に適用いたすのはどうかというふうに思つております。それで三分の二を補助すべきだという線は、国道に匹敵するような準国道的なもの、あるいは現在指定府県道でございませぬが、県内でも相当他府県との関係もあるし、その附近での国道以外の重要な幹線には三分の二、それからそれ以外の生産なり、奥地、あるいは平野でもありますが、補助すべきものという線に対して二分の一、それで相当こまくなつております。その程度のものにつきましては、もう補助を出さない、国で補助をしなすという線をつかつて調整して行こう。結局重点的に助成して早く改良して行きたい、こういうつもりでございませぬ。やはりお説のように、補助を受け得る延長が減るといふことは事実でございませぬ。

**○内海委員** 地方道の改修の現状を見ますと、やはり今日の地方財政窮乏の

ときにおいては、国庫補助によつてまことに円滑に行つておるというものが現状なのであります。この補助率等についても、十分この法律の制定にあつて考慮してもらひたい。なお他にお考へがありましたら、この次の機会においでこれに関する資料をいただき

もう一つ承つておきたいことは、重要な地方道以外の地方道においても、特別の必要ある場合には、地方公共団体に對し、道路に関する費用の一部を補助することができるとなつておりましたが、この補助はどの程度に行われるか、この内容を承つておきたい。地方においては、たゞ国道はすべて国庫の負担において行われ、これに對しては地方財政窮乏の折柄、どうしては地方財政窮乏の折柄、どうして道路の改善は困難であるのが現状であります。この点に對する当局の御見解を、さらにもう一歩進めて承りたいと思ふのであります。なお主要地方道以外の地方道に對しても相當の補助が行われるとした場合、国道をすべて国庫に負担し、さらに主要地方道に對し二分の一ないし三分の二の補助を行つて、さらに主要地方道以外の地方道に對する国庫の補助を行うことが、はたして実現可能であるか、これらの点に對して、もう少し掘り下げて詳しく承つておきたいのであります。

**○菊池政府委員** 主要地方道以外の地方道に補助いたします場合は、これはきわめて少量は少いと思ひます。たゞ申し申すならば、先年非常に石炭の増産をやる必要があるといふので、炭産地帯の町村道とか、府県道もありましたが、負担力の低い地方におきまして、国の要請でもつて、どうしてその地方の道路を開発しなければならぬ場合において、地方の負担力なり、希望に反するといふわけではありませぬが、それほどでなないにかかわらず、国が國家目的のために改良したい、補修したいといふような場合のこととございまして、量はさう多くならないと思ふのであります。

**○砂間委員** 私はこの道路政策と申しますか、道路に関する国の根本方針について、三、四の点をお伺いしたいと思ひます。と申しますのは、今政府のやつておられる道路政策が、どうも私どもには合点が行かない点が多か過ぎます。この道路政策といふものは、今度の改正道路法が出来ると、大体その中に盛り込まれて来ると思ふのであります。しかし今世つと道路審議會で御審議中のようでありませぬ。法案としてでき上がる前に、できれば私どもの意見も織り込んでいただきたいといふ意味をも含めまして、二、三の点についてお伺いするわけでありませぬ。

先ほど御説明の中にもありましたように、これまでの日本の道路に関する法律といふものは、大正八年かにできたのであつて、中央集権的な、軍国主義的な色彩が非常に強い。それを民主的な、平和的な産業道路として再編成して行くといふところに、新しい道路政策の根本の趣旨があるといふふうなお話を承つたのであります。ところがそれにもかかわらず、今やつておられる道路の新設にしましても、改修にしましても、あるいは維持補修にしましても、やつておられることが、どうもただいまおつしたやうな、さういふ意味に沿わない点があるやうなふうで、私どもには思われる節が多々あるのであります。その疑問の点をお伺いしたいと思ひます。先だつて予算分科会におきまして、やはり菊池政府委員にお尋ねしたところによりませぬ、今の道路行政と言ひますか、道路計画といふものは、マツカーサー元帥の覚書によるあの道路計画によつて、大体やつておられるといふお話でありませぬ。さうしてまた、これまでの日本の国道その他の道路は、大体東京を中心として、非常に中央集権的な、師團司令部なんかを連結するやうな軍事的な色彩が強かつた、さういふ道路なんです。ところが今やつておられる補修なんかを見ますと、あのだだつた軍國主義的な色彩の強い、中央集権的な色彩の強いあの国道を、そのまま補修するとか、あるいは拡張をするといふふうなことがなされておられます。といふことは、結局以前のある軍國主義的な道路そのものを補強して行くことになるように思ひます。さうかと思つた、また他方では観光道路といふやうなことを言ひ始めて、とてつもない大きな道路を多大な金をかけて、戦後必要の道を建設する箇所がたゞ少いあるのに、こつちは放棄してさういふ観光道路などを計画し、また実際に見ておられるやうなことも見受けられませぬ。さうかと思つた、改築といふやうな口実のもとに、現在道路がつくられておられます、それで十分間に合つておるのに、それとほとんどすれ／＼に、並行して道路をつくつておられるといふところもありまして、一体政府の道路計画といふか、道路政策といふ

か、その方針といふものが那邊にあるのかといふ点につきましては、私どもはまったく迷わざるを得ない。さういふやうな実情になつておられます。單に言葉の上で抽象的に、民主的、平和的な産業道路といふだけでは意味をなさないのであります。、實際上どういふ点に重点を置いて、今の道路政策といふものをやつておられるかといふことを、ひとつ簡単に御説明願ひたいのであります。

**○菊池政府委員** この前予算委員会におきましてお答へいたしました。ただいまのメモランダムのこととありますが、これは補修の計画でありまして、改良をさういふふうにはやれというやうな線は、おれにはないのであります。それから現在の国道はだだつた広い、さういふ部分から改良いたしておるつもりでありませぬ。ただいまもお話のありました、ほとんど並行のものを改良しておるといふお話でありませぬが、その線に乗せてそれを広げるとか、あるいは局部的にはその線ははずして並行的といふか、沿道の家をはずして並行的に有ることが、その場所／＼で技術的に有利な線を選びまして、改良いたしたところと、局部的には、現在のところとはとんと並行といふふうに見えるところもございませぬが、前後を通じてごらんいただきますと、決してむだなものをつくつておるとはわれ／＼と思つておられません。それから観光道路、これも近ごろやかましくなつて参りましたので、観光的なものに手を着けておりました。

すが、やはりわれ／＼としましては、  
観光だけのため道路というものは、  
実は取上げておらぬのであります。や  
はり奥地開発等、生産と関係のあるよ  
うなものを選んでやつておられますの  
で、観光だけの道路というものは、道  
路局に関する限りはなかつてもりです。

○砂間委員 具体的の例をあげてお尋  
ねいたしますが、これはこの前の予算  
分科会の際にもお尋ねしたわけであ  
りますが、あの中仙道、あれは戦争中  
に軍部が計画された道路を、そのま  
まをやつておられるのであります。マ  
ツカーサーの覚書によつて計画されて  
おる改良工事でありますか。それとも  
以前の軍の計画した道路を復活する  
という意味でやつておられるのであり  
ますか。それとも建設省あるいは政府に  
おきまして、終戦後の事態に即して、  
独自の立場からあれが必要であるとい  
う面から着工されておる道路であり  
ますか。

○菊池政府委員 これはもとの軍部の  
計画とおつしやいますが、決しても  
戦争中の軍部の命令で起した工事で  
もございません。またメモランダム等  
アメリカの命令によつてやつておる工  
事でもございません。当時内務省、今  
建設省ですが、その独自の見解でやつ  
ておるわけでありまして、旧軍部とおつ  
しやいいますが、旧陸軍海軍のあれで  
やつたわけではないのであります。ただ  
いまも向うのあれでやつておるわけ  
はございません。

○砂間委員 そういたしますと、この  
前予算分科会での御説明によりまして  
と、非常に地方民の要望もあつて着工  
しておられるという御説明があつたと

思うのですが、私その後いろいろあち  
ちの方々にちよ／＼と会いまし  
て、皆さんの意見を聞いてみますと、  
必ずしもあの道路の改善を全面的に望  
んでおられるというのではないのであ  
ります。むしろあの附近の人といまし  
ては、今のあの道路で十分間に合つ  
ておるのだ。特に深谷の町のごとき  
は、町のまん中をぶつこ抜いて、百五  
十戸もぶつこぶつこしてやつて行く。あ  
いう多大の犠牲をかけてやつて行く  
ということについては、非常に反対が  
強いわけなんです。あんなところを  
くぐらなければならぬ、むしろ近隣の  
道をつくらなければならぬ、もつとほかに  
道をたくさんつけてもらいたいとい  
うような要求があるわけなんです。日  
本政府御自身の計画であつて、  
やつておられるとすると、それは将来  
国力が非常に豊富になりまして、  
富み栄えて、ゆたかになつて来たとき  
に、つばな直線道路をあつちこつち  
につくることはけつこうだと思つて  
おる、今はそういう時期ではないと思  
つておる。敗戦でいたんでおるとき  
から、やはり緊急なところからやつ  
て行かなければならぬと思つておる  
わけなんです。ゆたかになつて来たとき  
に、それを今あつちこつちの工事を  
やつておられるというところが、どう  
もよくわからない。どういふ必要の  
ものか、どういふ必要のものか、  
具体的な例でありまして、これを  
例にとつて御説明願ひたいと思つ  
ます。

○菊池政府委員 地方民の反対とい  
うお話であります。これは非常な御希  
望がありまして選んだのでありまし  
て、もしただいまのようなお説で、深  
谷の工事はやめた方がよければ、得

やめるようなことになると思つて  
おる、そんなに反対は絶対はないと思  
つておる。やめたいへん困るじやない  
かと思つておる。

○久野委員 新しい道路法が制定され  
た場合に、現在の国道の道路網を補整  
するといふは、範圍を拡大するよ  
うな御意思があるかどうか、そういう  
措置がとれるかどうかお伺ひしたい  
です。

○久野委員 広げるといふ意味ではな  
くて、何といふは、現在の主要な  
府県道を国道に編入されるような御意  
思があるかどうか、そういう意味で  
お尋ねいたします。

○菊池政府委員 これは先ほどの御質  
問にお答えしたのですが、ただいま  
検討中でございます。いづれともわ  
かりませんが、ただいま持つてお  
る原案ではむしろ減るような原案にな  
つておる。

○井手委員 道路法のこまかい点は、  
まだ調べておりませんのでわかりませ  
んが、ちよつとお伺ひしたいと思つ  
ます。東京特別区は御承知の通り、地方  
自治法で特別自治体ということにな  
つておつて、現在の地方自治法でそれ  
は市制を適用するといふことになつ  
ておる。そこで具体的に申しますと、  
従来府県道と市道と、東京で言います  
と都道、こういふ区別が道路法上明ら  
かにされなければならぬじやないか  
かと私は考えておられます。ところが、従  
来の道路法の改正案は、東京都の特別区  
に関する限りはこれは東京都に読みか  
えるといふことで、三メートルの細道路

網までもこれに拘束されてしまつて  
いるのが道路法の建前になつておる。今  
日複雑な細道路網——区画整理等によ  
つて新設される大きな道路はともかく  
として今日横丁に入つて見ると、戦災の  
跡がなま／＼と残つておるが、こう  
いふものまでも急速に地方自治団体に  
移管して、その自力による復興をはか  
らなければならぬと私は考えてお  
ります。いなかへ行きまして、町村道は  
自分の村の道であるといふので、農閑  
期に農民が出て道路を補修してお  
ります。これがほんとうの道路法の建前  
でなければならぬと思つておる。それ  
を毛細管的な細道路網でも、そういう  
ふうに法律で拘束してあるために、都  
民の不便、住民の不便をきわめてお  
るが実情になつておる。この際道  
路法もできることではあります。こ  
ういふ面は、たとえば六メートル以内  
くらいは旧市制による市道といふもの  
を特別区に移す、そして特別区の出費  
により復興をやる、また建設補修も  
やらせるといふふうにかつてお  
つて、都道府県がやることは従来の府  
県道のみにとどめて、もつと重点的  
な、ただいまあなたの御説明にあつた  
ような、復興建設をやつてもらえるよ  
うに切りかえて参るならば、これが実  
情にも即して、道路全般の完備に効果  
があると考えておられます。ただいま  
この道路法の取扱い方について、どう  
いふ御構想を持つておられるか。私ども  
は、これに対してなお改めてもらいた  
いという希望を持つておられます。これ  
は地方財政の意向、あるいは行政事務  
の意向等も考えなければならぬが、  
基本となる道路法なり河川法といふも  
のが改まらぬと、いくら財政法を運用

しても実情に合わないという議論が  
出て来る。ですから、この場合、今後の  
法律については、こういう点を明瞭に  
していただきたいと思つておる。

○菊池政府委員 戦災復興関係の道路  
でございますと、これは主として戦災  
復興関係の費用でやつておられますの  
で、都市計画の方で、特に今区画整理  
でやつておられるものは、道路法が  
できまして、道路法の道路にならな  
いじやないかと思つておるが、その  
研究はしていただきます。

○浅利委員 ただいままでの説明を  
伺いますと、結局国道は国が維持管理  
し、一切国費をもつてやる、そうす  
れば、国家財政のためには至難である  
といふふうな承つたのであります。し  
かるに一方においては、従来のごとく、  
道路は地方もその費用を分担するとい  
ふことにはいたしません。自然道路の  
改良なりあるいは維持という問題も、  
財政上多少余裕が出て来る、従つて日  
本の国道幹線網を完備するといふ道  
がこゝに残つておるやに思われるので  
あります。結局従来国道が国の補助によ  
つて早く完備し、道路の完備の結果、  
地方の産業が発達して、ますますその  
改良をしたといふところが、どん／＼と  
ばな道路ができる。しかるに一方にお  
いては、費用が少く困費もない。その  
ために地方の産業も興り来ないとい  
うところがある。そのまゝ残されてお  
る。日本の国全体の上においては、費用の  
負担均分化、あるいはその利益の均等  
という点について、ここに不公平な事  
実が出て来る。結局競馬でありま  
すならば、競馬にハンデをつけたとい  
う有様で

して、競馬にハンデをつけたとい  
う有様で

残されておつたならば、今日道路網の不  
不完備な所は永久に取残されるという  
形になる、こういう問題になると思  
うのであります。これらの問題は単に理  
論の問題にあらずして、政治の實際の  
面でありまして、これは当委員会と  
いたしまして、今後一層深くこの問題  
を検討して参らなければならぬと思  
うのであります。よつて本日はこの程  
度の説明にとどめて、今後さらに本  
委員会において、深くこれを検討する  
ことにいたしたいと思います。

○淺利委員長 なお日程におきまして  
は、国土開発に關することを審議する  
ことでありましたが、政府において總  
合国土開発審議会の答申に基いて、あ  
る程度の法案の試案ができておるよ  
うでありますから、これを政府におい  
て提案するか、あるいは議員提出に  
するか、その方針がはつきりしないので  
あります。よつて官房長官の出席を求  
めまして、政府の方針を伺おうとい  
う計画でありましたが、目下官房長官  
はほかの要務で、四時半までには出席  
するといふことでありましたが、まだ  
見えになりません。よつて日程を變更  
いたしました。先に本日の日程にある  
ところの請願を議題といたします。紹  
介議員の出席の都合により、日程を適  
宜委員長において變更いたしますので  
、あらかじめ御了承願います。なお  
紹介議員にかわり他の議員が出席説明  
されるようでしたらこれを許します。

第一三小室畑川改修工事費国庫補助の  
請願、文書表第二二三号、紹介議員山  
本猛夫君、日程第一四見前村地内の北  
上川築堤工事促進の請願、文書表第二  
二四号、紹介議員山本猛夫君、日程第一  
五、大澤田川砂防工事施行の請願、文  
書表第二二五号、紹介議員山本猛夫君、  
日程第一八北上川改修工事費増額の請  
願、文書表第二二三二号、紹介議員山本  
猛夫君、以上四案は同一人の紹介であ  
りますから、一括して議題といたしま  
す。山本君にかわりまして高田彌市君  
から紹介があります。

○高田(彌)委員 小室畑川改修工事費  
国庫補助の請願ですが、本請願は岩手  
県九戸郡長内村長岩城惣一郎、村議会  
議長中村惣三郎両氏より提出されたも  
のにして、その趣旨は請願文書表にあ  
る通りでありますから、何とぞ御審議  
の上御採択あらんことを希望いたしま  
す。

見前村地内の北上川築堤工事促進の  
請願、本請願は紫波郡見前村北上川築  
堤期成同盟会長藤澤善石、門外七名に  
より提出されたもので、その趣旨は請  
願文書表の通りでありますから、何と  
ぞ御審議の上御採択あらんことを希望  
いたします。

大澤田川に砂防工事復興に關する請  
願、本請願は九戸郡長内村長岩城惣一  
郎外一名により提出されたもので、そ  
の趣旨は請願文書表の通りであります  
から御審議の上御採択あらんことを希  
望いたします。

北北上川改修工事費増額に關する請  
願、本請願は岩手県水害復興會議會長  
佐藤公一氏より提出せられたるもの  
で、その趣旨は請願文書表の通りであ  
りますから、御審議の上御採択あらん  
ことを希望いたします。

○淺利委員長 これに対して当局の御  
意見を簡單にお伺いいたします。

○矢野説明員 大澤田川に砂防工事施  
行に關する請願について御説明しま  
す。久慈川水系の長内川の支流大澤田  
川の砂防工事につきましては、従来たび  
たびの水害をこうむつておりました。  
できるだけ早く実施に移したいと考  
えて参つたのであります。何分にも年  
年の砂防予算が十分でありません  
で、今日まで全然手をつけられないで  
ままほつてあるような状態でありま  
す。先般郡の方で調査いたしました  
ところが、今後ダム堰堤約三キロ、その  
金が八百万円程度で、大體の調査は終  
つており、二十五年度の施行する場所  
についてたゞいま県の方と打合せをし  
ておりますが、県の御意向も十分に付  
度いたしまして、今後これをどうする  
か、二十五年度から着手するか、ある  
いはもう少し将来に延ばすか、もつぱ  
らこれは県の方の御意向によつて判断  
いたしたい、かようは考へておりま  
す。

○淺利委員長 河川局は見ておられ  
ませんか。それでは答弁はこの次に留  
保いたします。從つて採択するかどう  
かも保留いたしました。後日他の案と  
ともに一括して採決いたします。

○淺利委員長 次は日程一九、砂押川  
改修工事促進の請願、文書表第二四二  
号、安部俊吾君外一名紹介、これを議  
題といたします。

○内海委員 砂押川改修工事につきま  
して同僚安部俊吾君とともに建設省方  
面にいろいろ陳情いたしましたところ  
で、本請願の趣旨はすでに建設省当局  
の御配慮によりまして、中小河川に御  
指定になつたのでありまして、むしろ  
この際建設省当局に御礼を申し上げ、  
さらに進んですみやかに工事施行をせ  
られんことをお願い申し上げます。ま  
たこの請願は政府の御説明をまつても  
なく目的達成したのでありますから、  
そのおつもりでひとつお取扱いを願  
いと存じます。



千三百円ベースの大体一割増しの線をとつております。それから技能工系統につきましても、たゞいまもお話がありました通り、法律一七一号の線によりまして、労働大臣の告示に基きまして、いわゆるプリベリリング・ウエーの線によつて確保されております。われ／＼といたしましても、各方面からの請願の陳情なりあるいは要請なりが参つておりますが、目下の状態からいたしましては、一般公務員の給與の改訂、あるいはPWの改訂がない限りにおきましては、われ／＼といたしましては給與のベースの改訂ということは、実施いたしかねる事情にありまして、その点ひとつよろしく御了承願いたいと思ひます。なお赤字補填につきましては、目下のところわれ／＼といたしましては、やはり他との振合ひもありませんので、考へておらぬわけでありませぬ。以上簡単であります。

○瀬澤まよ子君 先日進駐軍労働者に對しましての特別の法律が出されましたことは、当局でも御承知だと思ひますが、その問題が賃金の問題に關してだけ他の公務員と同じという御答弁は、どうも私どもに納得行かないことと考へております。もう一つは、二月十六日あるいは十五日におきまして、労働大臣もあるいは建設委員会の当時の政府委員なども、見返り資金による公共事業費とか、あるいは緊急失業対策費というふうなもの、今しきりと軍事的方面に使用されていくというふうな、政府自身がその点を明らかにされたのでございませぬ。連合軍のために労働に服する、従ひまして、これに従事することが支出

のもとになると思ひますし、また米國對日援助見返り資金によるものの公共事業費もこの対象になると思ひのでございませぬが、われ／＼としては、当然日本の復興が平和的な産業に向けられるべきだということ、これはもうわれ／＼の一致して主張しなければならぬことと考へておらぬわけでも、そういうふうな点で、支拂の問題にだけ特別なこの間の法律が出るけれども、賃金の値上げの問題、また實質的に切下げられたという問題に對しては何ら考へない、こういうのではどうも納得が行かないのでございませぬ。もちろん平和的な産業を復興して、民主的な日本の再建をはかつて、その確立ができた上で、一日も早く進駐軍に撤退していただくのが日本の建前でありませぬ。そのような建前に立ちまして、進駐軍労働者が現在当面しておる問題の中に、退職手当の支給規程の改訂というふうなことも、同時に切りに請願書の原文にはうたわれておるのでございませぬ。そういうものにつきまして、特別調達庁はこの間特別な法律で支拂方法にだけ便宜をはからつて、實質的には賃金が下つて行くやうなPWの廃止、法律百七十一号の廃止という方向に向つて行くので、進駐軍労働者が競争準備の低賃金の基礎になつておるやうに思われ、今日このやうな切実な請願が出ておることを無視して、進駐軍労働者に対する政策が立てられておる、かように考へられるのでございませぬけれども、そういう点につきまして、特別調達庁ではどういふ方針をもつてお取扱になつておられるか。實質賃金をどうしてふやそうとしておられるか。また占領軍の撤退を予

想して退職手当の問題、生活の保障に對して心配しておりますやうな人たちに對して、何らか御方針をお持ちになつておるかということ、これを伺ひたいと思ひます。

○淺利委員長 ただいまの請願の紹介の範圍を出るやうであります。政府の方針をお聞きになるというので、

○瀬澤まよ子君 實質的な収入をふやしてもらいたたいという請願が、今日PWの廃止により危険にさらされているということに対して、特別調達庁はどうか御答弁願ひたい。

○中村説明員 ただいまのお話は、昨年の十二月特別職の給與に關する法律が實施され、それにより支拂ひの前提は確保されたけれども、賃金ベースの問題は確保されておらぬではないかと、このやうに承つたのであります。われ／＼といたしましては、先ほどもちよつと触れましたやうに、事務系統の給與は、一般公務員並の六千三百円ベースの大体一割を上まわりました線を確保して実施いたしておりました。従ひまして、この際収入減になるというふうなことは考へておりませぬ。それからPWの改訂、つまり法律百七十一号の廃止に伴う措置というやうなお話でありましたが、実は廃止の方針もまだはつきりきまつたわけでありませぬので、目下のところPWの線に沿つて給與を支給する方針をとつております。われ／＼といたしましては、政府の給與政策がこれ以上動いて参りませぬ限りにおきましては、いかんともいたし方がない事情にありませぬので、この点御了承を願ひたいと思ひます。

○淺利委員長 残余の請願は紹介議員の出席もありませんのでこれを延期いたします。ただいままで説明の終りました請願も、なお慎重に審査することにしたしまして、その採否は保留いたしておきます。

本日はこれにて散會いたします。

午後五時五分散會

〔參照〕  
請願に關する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

衆議院建設委員會議録第三号中  
正誤  
一頁二段の二行目の墨田区錦糸町  
ドック埋立の請願(淺沼稻次郎君紹介)  
(第四九号)は削除する。

昭和二十五年三月二十八日印刷

昭和二十五年三月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所